

健感発0601第2号

平成29年6月1日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

（ 公 印 省 略 ）

「抗微生物薬適正使用の手引き 第一版」の周知について

全世界的に深刻な問題となっている薬剤耐性（Antimicrobial Resistance; AMR）については、平成28年4月に「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」（平成28年4月5日国際的に脅威となる感染症対策閣僚会議決定）を策定し、各種対策を進めているところです。

「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」において、薬剤耐性（AMR）対策を推進するために設定された6項目の一つである「抗微生物剤の適正使用」は、薬剤耐性（AMR）を抑制する上で重要な対策であり、その推進においては、医療機関等における十分な診察を前提として、医療機関や薬局において、抗微生物薬の必要性について適切に判断し、必要な場合には抗微生物薬を適切に処方するよう、周知徹底を図っていく必要があります。

この度、医療機関や薬局における抗微生物薬の適切な処方を支援することにより、薬剤耐性（AMR）を抑制することを目的として、厚生労働省において「抗微生物薬適正使用の手引き 第一版」を作成しましたので、広く活用いただけるよう、貴管内の医療機関等への周知をよろしくお願いいたします。

（抗微生物薬適正使用の手引き 第一版 本文）

URL: <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000166612.pdf>